第百五条の二	法第五十九条第一項又は第二項	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項又は第二項
［略］	［略］	［略］
第百八条	法第六十三条又は第六十四条	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第六十三条又は第六十四条
［略］	［略］	［略］

（前納された任意継続掛金の還付の請求手続）

第百三十条の六　［略］

［一・二　略］

三　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［四～七　略］

2　［略］

（電子情報処理組織による申請等）

第百三十二条　法、令及びこの省令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により組合に申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

第百五条の二	法第五十九条第一項又は第二項	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項又は第二項
［同上］	［同上］	［同上］
第百八条	法第六十三条	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第六十三条
［同上］	［同上］	［同上］
	法第六十四条	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第六十四条
	［同上］	［同上］

（前納された任意継続掛金の還付の請求手続）

第百三十条の六　［同上］

［一・二　同上］

三　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［四～七　同上］

2　［同上］

（電子情報処理組織による申請等）

第百三十二条　法、令及びこの省令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により組合に申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う場合には、電子情報処理組織（組合、組合員及び給与支給機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

［2・3　略］

附　則

23　法附則第十一条の三の規定により国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が行われる場合における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「介護保険法」とあるのは、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条に規定する拠出金、介護保険法」とする。

別紙様式第37号　（表）

［略］　（裏）

［略］

3　財務大臣は、第百十二条の二第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4　当該職員は、前三項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（第５項　略）

［略］

備　考　［略］

［2・3　同上］

附　則

23　法附則第十一条の三の規定により国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が行われる場合における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「介護保険法」とあるのは、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条に規定する拠出金、介護保険法」とする。

別紙様式第37号　（表）

［同左］　（裏）

［同左］

［項を加える。］

3　当該職員は、前二項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（第４項　略）

［同左］

備　考　［同左］

附　則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。